資料３

🏡 **滝沢市空家等対策計画【概要版】**🏡

|  |
| --- |
| 全国的な課題 |

・少子高齢化による人口減少

・相続問題　など

周辺の生活環境に

深刻な影響

全国の空き家数

約８４６万戸

（H30住宅・土地統計調査）

空き家数

増加

👥

**１．計画策定の背景**

・少子高齢化による人口減少

・相続問題　など

💧

👉市が空き家対策に取り組む法的根拠

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」）の公布

空き家バンク制度の開始

滝沢市空家等対策協議会の設置

滝沢市空家等対策庁内検討委員会の設置

シルバー人材センター及び商工会と協定締結

空き家実態調査の実施

平成２６年１１月

平成２８年１２月

令和　２年　７月～

令和　３年　３月

令和　２年１０月

岩手県宅地建物取引業協会と協定締結

令和　２年１２月

令和　３年　４月

国の法令・市の施策

国

市

市の対策

法第６条に基づき、「滝沢市空家等対策計画」（以下「本計画」）を策定し、総合的かつ計画的に空き家対策を実施します。

◆計画期間…2022（令和4）年4月1日～2032（令和14）年3月31日までの10年間

◆対象地区…市内全域（市街化調整区域及び都市計画区域外については、既存集落以外は除却のみを対象）

**２．計画期間と対象地区**

本計画の対象とする空き家の種類については、法第2条第1項に規定する「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」とします。

**３．対象とする空き家の種類**

空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

空家等であって、次の①～④のいずれかの状態にあると認められるものをいう。

①そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

②そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態

③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特定空家等

**4．空き家の状況と現状の把握（人口・世帯の推移）**

生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年から、年少人口（15歳未満）は、平成12年から減少を続けています。一方、老年人口（65歳以上）は、増加を続けています。

人口・世帯・１世帯あたり人員の推移

年齢3区分別人口割合の推移

平成27年の人口は55,463人、世帯数は20,787世帯で、ともに増加を続けています。一方、１世帯あたり人員は、減少を続け、2.67人です。

総数：578件

空き家の利活用判定ランク

空き家の不良度判定ランク

・現地調査の結果、578件を空き家と判断しました。

・不良度の調査を行った結果、特定空家等の候補となる空き家は54件ありました。

総数：578件

**5．空き家実態調査の結果**

◆空き家の所有者等に適正管理を促し、空き家や特定空家等の発生を予防します。

◆旧耐震基準で建築された空き家の所有者等に向けて、支援事業の内容を周知します。

基本方針1　空き家発生予防と適正管理の重要性の周知

◆適正管理が行われていない空家等は、特定空家等となり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすため、特定空家等への対策を定め、必要に応じ、法に基づいた対応を行います。

基本方針2　悪影響を及ぼす特定空家等への対応

◆若者定住と空き家の利活用の取組を組み合わせることで、移住・定住に寄与し、地域活性化に繋がることが考えられるため、空き家や空き家除却後の跡地の有効活用を推進します。

基本方針3　空き家や空き家除却後の跡地の有効活用への取組の推進

◆地域住民等と継続的に連携する活動を通して、市民の空き家問題に対する意識を高めていきます。

◆体制を整備し、地域住民や事業者、空き家の所有者等からの問い合わせに対応します。

基本方針4　空き家実態の継続的な把握と体制整備

**７．空き家対策における基本方針**

◆耐震性の低い空き家が多く、今後危険性の高い空き家が増加する可能性があるため、周囲へ悪影響を及ぼすおそれがあります。

◆意向調査において、遠方居住により十分な管理ができていない空き家が多くなっており、住民の生活環境を保全するためにも対策が必要です。

課題2　危険性の高い空き家への対策

◆空き家の状況を継続的に把握する必要があり、把握した情報を管理するシステムが必要となります。

課題4　空き家の継続的な把握と情報管理

◆意向調査において、半数以上が、利活用の意向がありますが、費用面等の課題があります。

◆立地的条件から、空き家の需要も見込めるため、利活用への取組を進める必要があります。

課題3　需要と供給のマッチングを意識した空き家利活用の取組

◆老年人口が増加を続けており、今後も高齢化率の上昇が予想されます。

◆高齢化率の上昇に伴い、居住者の死亡や施設への入所等が発生し、空き家数増加が懸念されます。

課題1　高齢化に伴う空き家の増加

**６．空き家対策における課題**

・578件の空き家について利活用可能性の調査を行った結果、売却・賃貸の期待性が高く、利活用の可能性が高い空き家が154件ありました。

特定空家等

でない

略式代執行

費用徴収

特定空家等

である

継続的な対応

継続的な対応

所有者等が特定不可

特定空家等に対する措置

固定資産税等の住宅用地の特例適用除外（最大1/6の減税適用がなくなる）

改善の意思・見込みがある場合、助言又は指導を繰り返す

所有者等調査

事情把握と

管理依頼

立入調査

庁内検討委員会

及び

協議会

実態把握

勧告

命令

行政代執行

助言・指導

庁内検討委員会

及び

協議会

**８．空き家対策における施策**

**🌼所有者の責任🌼**

・空き家の所有者等は、周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任で適正管理を行うことを原則とします。

**🌼周知・啓発🌼**

・市広報等を利用し、空き家の発生予防や適正管理の重要性について周知・啓発します。

・実態調査等で把握した空き家の所有者等に対し、適正管理を促す文書を送付し、維持管理を促進します。

**🌼相続登記の促進・相続した空き家における3,000万円特別控除の周知🌼**

・相続登記が放置され、所有者等の特定が困難となる空き家の発生を防ぐため、法定相続情報証明制度の周知に関するパンフレットを作成し、相続登記の促進を図ります。

・相続した空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除を周知し、危険な空き家の発生予防を図ります。

**🌼シルバー人材センターや商工会との連携🌼**

・シルバー人材センターや商工会と連携し、周囲に悪影響を及ぼす空き家の発生を予防します。

**🌼旧耐震基準の空き家に対する耐震診断・改修の実施🌼**

・旧耐震基準で建築された空き家は、倒壊等の危険性があるため、支援事業の周知を図ります。

**空き家の適切な管理の促進**

**🌼適切な管理が行われていない空き家への対策🌼**

・危険な空き家を把握した場合、所有者等の主張を含めた事情の把握に努めます。

・所有者等には、文書による依頼又は対面・電話等により適正な管理依頼を行うものとします。

**🌼特定空家等に対する措置🌼**

・特定空家等と認められる空き家は、「空家等対策庁内検討委員会」及び「空家等対策協議会」の意見を踏まえ、「特定空家等に対する措置」を決定します。

**🌼応急措置🌼**

・災害時に、適切な管理のされていない空き家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分等の除却等の措置を行います。

・応急措置に要した費用は、当該空き家の所有者等から徴収します。

**特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処**

**🌼空き家の実態把握と空き家データベースの作成🌼**

・市で把握している空き家情報等を活用することで、空き家候補を抽出し、定期的に現地調査を行います。

・調査結果はデータベースにより庁内共有し、迅速な対応に努めます。

**🌼空き家に関する相談体制の整備🌼**

・当面の体制として、市民相談窓口を都市政策課に設置し、相談窓口を一本化します。

・目標とすべき体制として、滝沢市空家等対策協議会や専門相談窓口と連携し、体制を構築します。

・「空き家相談窓口」は県の動向も加味し、市独自の相談窓口開設を検討します。

**空き家の調査及び住民等からの空き家に関する相談や実施体制の整備**

👤

相談者

担当割付

情報集約

都市政策課

関係各課

空家等対策

庁内検討委員会

空家等対策協議会

滝沢市

滝沢市商工会

シルバー人材センター

空き家相談窓口

担当窓口

（一財）岩手県建築住宅センター

（岩手県からの事業受託者）

専門家相談窓口

建築士　等

連携・共有

連絡・相談

回答・助言

空家等の適正管理に関する協定

経過報告

相談者紹介

経過報告

相談者紹介

業務契約・履行

提携

連携

専門的な相談

専門家相談窓口の紹介後の相談

令和4年3月発行　滝沢市　都市整備部　都市政策課　TEL：019-656-6542（直通）

**🌼空き家バンク🌼**

・空き家・空きスペース等の活用が進むことが期待されていることから、対象となる空き家の登録推進の取組を検討します。

**🌼空き家の活用又は除却等に関する補助制度の新設🌼**

・居住環境の整備改善や地域活性化を図るために、「空き家再生等推進事業」「空き家対策総合支援事業」等の補助金を活用した空き家の利活用等の支援を検討します。

**🌼空き家に関する国・県の補助制度等の周知・活用🌼**

・国の補助制度については、利活用促進の一環として周知します。

・県の補助制度については、制度の活用を検討します。

**🌼空き家除却後の跡地有効活用の促進🌼**

・空き家を除却した跡地は、地域活性化に寄与する資源となるため、空き家バンク等を利用した空き地の活用や市による借地等により、市場流通を促進することを検討します。

**🌼買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の周知🌼**

・買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置は、空き家の流通促進を図るものであるため、制度の周知を検討します。

**空き家及び除却した空き家に係る跡地の活用の促進**